

磐田市障がい者相談支援センター及び虐待防止センター運營業務委託に係る
プロポーザル 実施要領

令和6年11月
磐田市健康福祉部福祉相談課

—目 次—

1	目的・趣旨	1
2	契約の概要	1
3	スケジュール	2
4	参加資格	2
5	質問書の提出及び回答	3
6	参加意思確認	3
7	辞退届の提出	3
8	企画提案書等の提出	3
9	審査	4
10	結果通知	5
11	契約	5
12	その他の事項	5
13	問い合わせ先	6

1 目的・趣旨

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 4 条に基づく障害者相談支援業務等を効率的に実施するために、磐田市障がい者相談支援センター及び磐田市障がい者虐待防止センター（以下「両センター」という。）を設置する。両センターはそれぞれの業務を兼ね、市は業務を同一法人に委託する。

本要領は、両センター運營業務委託に係るプロポーザルの実施及び参加方法について必要な事項を定め、専門的な知見や技術を有する事業者を求める。

2 契約の概要

以下の運營業務を委託する法人を募集する。

(1) 担当地区

名 称	日常生活圏域（中学校区）
磐田市障がい者相談支援センター	磐田市内（南部中学校、福田中学校、竜洋中学校区を除く）
磐田市障がい者虐待防止センター	磐田市内全域

(2) 業務内容

別添「磐田市障がい者相談支援センター及び虐待防止センター運營業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

業務委託期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする

(4) 設置場所

磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）3 階（磐田市国府台 57 番地 7）

(5) 運営財源

両センターの運営に係る経費

委託料上限額 31,077,200 円年額（税込）

※委託料は、1 年あたりの金額とする。

※委託期間中の 3 年間は原則委託料の増減はないものとするが、予算は市議会の議決を要するため、上記の委託料を保証するものではない。

3 スケジュール

項 目	日 程	提出・通知方法
① 募集開始・質問受付	11月11日（月）から	ホームページ掲載
② 質問書提出期限	11月22日（金）まで	電子メール
③ 質問回答	11月27日（水）まで	ホームページ掲載
④ 参加表明書提出期限	12月2日（月）まで	電子メール
⑤ 辞退届提出期限	12月6日（金）まで	電子メール
⑥ 企画提案書提出期限	12月9日（月）まで	電子メール
⑦ 選定委員会（プレゼンテーション）	12月16日（月）	
⑧ 審査結果の通知	12月末日まで	電子メール

4 参加資格

応募の資格がある者は、本委託業務を効果的かつ効率的に行うことができる法人であり、以下の(1)から(5)までの全ての条件を満たす者であること。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格者名簿の「73その他委託05福祉関連業務」に登録されていること。（令和6年12月1日時点）
- (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定相談支援事業者として磐田市内に事業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村税及び磐田市税の滞納がある

者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 質問書の提出及び回答

本業務に関し質問がある場合は、実施要領等に係る質問書（様式第2号）を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年11月22日(金)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。
- (3) 回答方法 質問書の回答は、令和6年11月27日（水）午後5時15分までに質問者を特定する部分を除き、すべて市のホームページに掲載する。

6 参加意思確認

参加資格の要件を満たした者で、業務への参加を希望する場合は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。提出がない場合は、プロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 期 限 令和6年12月2日(月)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

7 辞退届の提出

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届（自由様式）を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年12月6日(金)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等については、以下のとおり提出すること。

- (1) 期 限 令和6年12月9日(月)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ア 法人の概要（様式第3号）
 - イ 磐田市暴力団排除条例の規定に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
 - ウ 企画提案書（様式第5号）
 - エ 収支計画書（様式第6号）
 - オ 人員配置計画（様式第7号）
 - カ 法人の履歴事項全部証明書（応募の3ヶ月以内に発行されたもの）
 - キ 指定相談支援事業書の指定通知の写し
- (3) 提出にあたっての留意点
提出先へ電子メール添付で送付すること。

(4) 電子データ提出における注意事項

提出するデータのファイル形式は、原則として、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又は PDF 形式とすること。(これに抛りがたい場合は、本市まで申し出ること)。本市は 10MB を超える電子データを受信できないため、10MB を超える場合には、メール件数を分けて送信すること。なお、電子データの分割等をして 10MB を超える場合は、本市に連絡すること。

メールアドレス : shogaifukushi@city.iwata.lg.jp

表題 : 【磐田市障がい者相談支援センター及び虐待防止センター運營業務委託】企画提案書(事業者名)

9 審査

【別表】選定評価項目に基づき、市が別に定める「磐田市障がい者相談支援センター及び虐待防止センター運營業務委託法人選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が定める基準点(100点満点とし60点以上)を満たしたもののうち最高得点を得たものを、審議のうえ優先交渉権者として選定する。

(1) 審査方法

審査は、選定委員会が行う。なお、優先交渉権者の選定にあたっては、【別表】選定評価項目に基づき、競争性と透明性の確保に十分に配慮し、事業計画書、事業の実施能力等を評価採点する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時及び場所

日時：令和6年12月16日(月)

場所：磐田市総合健康福祉会館(iプラザ)

イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分

審査委員からの質疑 10分

※応募者数により、変更する場合がある。

ウ 注意事項

- (ア) 開催時間、指定時間及び開催場所は、後日、企画提案者へ文書で通知する。
- (イ) プレゼンテーションを行う者は、原則、企画提案者の法人役員又は社員とし、それ以外の者を参加させる場合は、あらかじめ申し出ること。なお、入室できる者は、1法人あたり5名までとする。
- (ウ) プレゼンテーションは、事前に提出された書類によるものとする。
- (エ) 他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- (オ) 欠席又は指定時間に遅れた場合には、失格とする。
- (カ) プロジェクター・スクリーンは、市が用意する。

エ 審査項目及び評価内容

【別表】選定評価項目

10 結果通知

審査結果は、令和6年12月末日までに応募者へ電子メールで通知する。なお、結果に対する問い合わせには応じない。

11 契約

優先交渉権者と市は、市議会における関係予算の議決後に、随意契約による委託契約を締結する。

市は、業務履行期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

また、優先交渉権者選定後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

12 その他の事項

- (1) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法及び維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者の提出書類を自由に使用できるものとする。
- (3) 提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。(ただし、軽微なものを除く。)
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 郵送等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、応募者が負担する。
- (7) 応募者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしている者を、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 提出された書類の内容に虚偽があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ 委員会が不適格と認めた場合
 - キ その他、市があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成17年条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。

13 問い合わせ先及びデータ提出先

〒438-0077

静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）3階

磐田市健康福祉部福祉相談課障がい福祉グループ

担当：酒井

電話：0538-37-4919

FAX：0538-36-1635

Eメール：shogaifukushi@city.iwata.lg.jp